

参議院大蔵委員会會議録第二十九号

昭和三十年七月十九日(火曜日)午前十時五十六分開会

委員の異動

七月十五日委員田中啓一君辞任につき、その補欠として白井勇君を議長において指名した。
七月十八日委員野澤勝君及び井村徳二君辞任につき、その補欠として小林孝平君及び鶴見祐輔君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

青木 一男君

理事

西川甚五郎君
山本 米治君
土田國太郎君
平林 剛君

委員

青柳 秀夫君
岡崎 眞一君
木内 四郎君
白井 勇君
藤野 繁雄君
高澤 喜一君
片柳 眞吉君
小林 政夫君
前田 久吉君
岡 三郎君
天田 勝正君
松澤 兼人君
中川 幸平君
最上 英子君

政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計

局法規課長

大蔵省主税

局税関部長

大蔵省銀行局長

事務局側

常任委員

会専門員

大蔵省銀行局

特殊金融課長

加治木俊道君

木村福八郎君

藤枝 泉介君

村上孝太郎君

北島 武雄君

河野 通一君

木村常次郎君

大蔵省銀行局

特殊金融課長

加治木俊道君

説明員

大蔵省銀行局

特殊金融課長

加治木俊道君

大蔵省銀行局

特殊金融課長

加治木俊道君

大蔵省銀行局

特殊金融課長

加治木俊道君

大蔵省銀行局

特殊金融課長

加治木俊道君

大蔵省銀行局

特殊金融課長

加治木俊道君

大蔵省銀行局

特殊金融課長

加治木俊道君

大蔵省銀行局

特殊金融課長

加治木俊道君

大蔵省銀行局

特殊金融課長

加治木俊道君

に至りました経緯等にかんがみ、この際、右申し入れ通り決算委員会と連合審査会を開くことにしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。なお、連合審査会の日時等は両委員長の協議により決定したいと存じますので、これは委員長に御一任願ひたいと思ひます。

○委員長(青木一男君) 次に、小委員補欠選定の件についてお諮りいたします。去る六月二十二日森下委員の委員辞任につき、小委員に一名欠員を生じましたので、その補欠を互選いたしました。と存じますが、前例により委員長より指名することに御一任願ひたいのでございますが……。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。それでは小委員に松沢委員を指名いたします。

○委員長(青木一男君) 次に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案を議題とし、政府より提案の理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(藤枝泉介君) ただいま議題となりました補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

国の歳出予算は、国民から徴収され

た税金その他貴重な財源でまかなわれており、厘毛たりといへども、これが不正、不当に支出されるがごときことは許されないのであります。政府におきましては、常に、これを公正かつ効率的に使用するように努めている次第であります。

しかしながら、昭和二十八年年度決算検査報告によれば、不当事項として二千二百余件が指摘され、そのうち支出に關係するものが千四百余件であり、このうち約九割近くを占める千二百余件は補助金に關するものであります。果年その件数は増加の一途をたどつてきた現状であります。その内容は、事業費について過大に積算したり、不実の積算をしたものや、設計通りの工事を施行しなかつたり、自己負担を免れたり、はなはだしいのは架空の工事や二重の申請をして国庫補助金等の交付を受けたもの等があります。

補助金等が国の歳出予算の約三割を占めている現在、これらの補助金等に係る予算の執行の適正化をはかることは、喫緊の要請であり、今回、ここにこの法律案を提案した次第であります。

この法律案は、補助金等の交付の申請、決定その他補助金等に係る予算の執行に關する基本的事項を規定することによりまして、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止等をはかるとともに、他面補助金等の交付を受ける者に対する不当な取扱ひを防止する等の措置を講じ、もつ

て、補助金等に係る予算の執行の適正化をはかることを目的とするものであります。

以下、この法律案の主たる内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律の適用を受ける補助金等とは、補助金、負担金、利子補給金及びその他國が相當の反対給付を受けずに交付する給付金であつて政令で定めるものとし、補助金等に關しまして他の法律又はこれに基く命令に特別の定めのない限り、この法律によることとしたのであります。

第二に、補助金等の交付の申請及び決定につき必要な手続を明確にいたしました。すなわち、補助金等の交付の申請及び決定の手続を規定するほか、決定に際し必要な条件を付することとしたものとするとともに、交付決定後に天災地変等特別の事情により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合等において当該交付決定の全部もしくは一部の取り消し又は決定の内容もしくはこれに付した条件の変更ができることとしております。

第三に、補助事業等または間接補助事業等の遂行に當つては、常に善良な管理者の注意をもつて遂行すべき義務を課するとともに、補助事業者等の提出する報告等により必要がある場合には、当該補助事業等を適正に遂行すべきことを命じ、また必要に應じ一時停止を命じ得ることとし、更に事業完了後は必ず実績報告を徴し、その審査及

が必要に應じて行つた現地調査等により補助金等の額を確定することとしたし、このため、補助事業等により取得した財産等につきましては、補助金等の交付の目的に反する使用、処分等を原則として禁止することとしたのであります。

第四に、補助事業者等または間接補助事業者等が補助事業等または間接事業等に関し、法令等に違反し、また補助金等もしくは間接補助金等の他の用途への使用をした場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消をすることができるとし、この取り消しがあつた場合ですでに補助金等が交付されてゐるときはその返還を命ずることとし、右の返還命令があつたときは加算金を納付せしめるとし、返還金を納期日までに納付しないときはさらに延滞金を納付せしめるとするとともに、これら返還金等の納付がない場合には、他の補助金等の交付を一時停止し、もしくは他の補助金等と未納付額とを相殺することができるとし、さらに、これら返還金等の徴収に當つては国税徴収の例によることのできることをしてゐるのであります。

第五に、偽りその他不正手段により補助金等の交付を受けた又は間接補助金等の交付もしくは融通を受けた者、あるいは、補助金等もしくは間接補助金等の他の用途への使用をした者等に對し、所要の罰則規定を設けてゐるのであります。なお、地方公共団体に対しては、その団体の性格上、団体自体には罰則を適用しないこととしたしてゐるのであります。

第六に、右のごとく補助事業者等に對し相当厳格な規律をもつて臨むこと

としたのであります。他面補助金等を交付する側においてもその取り扱いをより適正にするため、補助金等に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する職員に對し、事務を不当に遅延せしめたりまたは必要限度をこえて補助事業者等もしくは間接補助事業者等に對し干渉してはならない義務を課したほか、補助金等の交付の決定その他の処分不服のある地方公共団体に対しては、不服申立の道を開くこととしたしてゐるのであります。なお、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社に對し、この法律を適用することとしたしてゐるのであります。

以上、この法律案の提案の理由及びその概略を申し述べた次第であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(青木一男君) 主計局法規課長から補足説明を聴取いたします。

○政府委員(村上孝太郎君) ただいま提案理由の説明をいたしました補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案の補助的な説明をさせていただきます。

この法律案は、すでに御承知と思うのでございますが、第十七回の国会におきまして参議院の予算委員会、予算の不正不支出防止に関する決議と、この決議が成立いたしましたので、その決議によりまして、何らかの膨大な補助金の執行の適正化についての措置をしなければならぬという国会の御意思に基きまして、昨年十九国会に提案されたいきさつを持っております。十

九国会におきましては、衆議院の大蔵委員会において審議終了になりましたが、引き続き継続審議ということに相なつたわけでございまして、昨年の臨時国会當時におきまして、一日の余裕もなく通常国会に入りまして、そのために継続審議の規定の適用がなくて、そこで審議が打ち切られたわけでございまして、廃案になつたわけでございまして、そこで政府といたしましては、この国会におきまして、もう一度この法案の御審議をお願いしたいというわけで提案いたしましたわけでございまして、十九国会におきまして提案いたしました法案と、本国会におきまして提案いたしましたものと、その間の差はございません。いろいろ表現の巧拙の問題で表現のし方を改めました点と、あとは罰則につきましてある程度の変更をいたしましたこととでございます。

われわれがこの法案を提案するに至りましたその理由といたしましては、先ほど申し上げましたこの十七国会における参議院予算委員会の決議というもの、重要な因子になつておるわけでございまして、政府といたしましては、従来三千億になんとなつた補助金というものの執行につきまして、会計検査院その他世上におきましても、いろいろ新法律の点についての問題がいろいろ論議されて参りまして、何と執行の適正化をはかりたいということと考へて参つたわけでございまして、この法案の目的といたしてあります。

のは、そういうふうな経緯から、この補助金の執行につきましては、もちろん、法案に盛り込まれたこと以外、たとえば査定を厳重にするとかいろいろ

なことによつて、執行についての適正を確保するという努力も必要でございますが、さらにそれに加えて、この法案によりまして補助金を通じて、公金と申しますか、国民の血税というものが、よつてまかなわれる公けの金というものに對する認識というものを、こゝではつきりさせようというふうな考えを持つておるわけでございまして、これを具体的に申しますと、たとへば本法案の二十九条におきましては、従来の刑法におきまして詐欺あるいは背任というふうなもの、一種の特別法的な規定になつておりますが、従来の詐欺というふうな觀念から申しますと、人を欺罔して獲得した財物といふか、財を自分の私腹を肥やすために使うといふのが従来の觀念でございます。助金につきましては欺罔して補助金をたくさん獲得するといふことは、たしかに同じ条件でございますが、それが村のためあるいは町のためといふことになつて、いわばそれが多数の団体のためにやつたんだから、決して悪くないじゃないか、むしろ一種の英雄視される、これは私は新聞の論評にそう書いてあるのでも申し上げるのであります。そういう一種の社会通念と申しますか、そういうふうな補助金に對する考え方が従来あつたわけでございまして、従つて補助金に對してはできるだけたくさんふつかける。あまり返さなくて返せと言われれば、もともとだといふ、そういう觀念が通念としてびまんしておりました条件下におきまして、いかに補助金を官僚の方で、あるいは行政部の方で目を皿にしていたとしても、何万件という言わば補助金件数につきまして、一々紳さ

まのごとく明快なる判断をくだすわけに参りませんで、どうしても適正ならざる補助金の交付というものが行われ

たわけでございまして、従つて補助金の執行の適正化を確保するためには、補助金を申請する、補助金を使う方が、必要にしてかつ最低限の補助金というものが、最も正しい補助制度のあり方となるのだ、それ以上の補助金を取るといふことは、たとへば村のため、町のためでも反公益的なんだ、反社会的なんだという認識をはつきりさせていた

いて、その結果、申請する方もある程度自粛していただくというふうな、そういう雰囲気にならなくては補助金の執行の適正化というものは確保できないのではなからうかといふことを、われわれは考へておるわけでございまして、本法案の二十九条以下に刑事罰の規定が三条ばかりございまして、この刑事罰の規定も決して地方公共団体の理事者等を縛付にするといふのではないのであります。こゝしたはつきりした刑事罰というものによりまして、パブリック・フアンドと申しますか、公けの金に對する觀念をはつきり改めていただきたい、はつきり補助金といふものは國の一部に對して、國がたとへば國家的な見地からこの意義を認めて、一定の補助を一定の条件、一定の目的に交付するものでありますので、そういう条件なり目的なり反するところの補助金の使用なり獲得なりといふことは、これはそれ自体反公益的なんだという認識をはつきりさせていた

たいという意味から、本法案におきまして取締法規及び刑事罰の規定ができて上つておるわけであります。いわばわれわれの氣持といたしましては、その

するものともに、公正かつ効率的な使用に努めなければならぬということを各省各庁の長に対する訓示的な形とし

てここに書いてあるわけでございます。それから二項は、それを受ける方の立場から、やはり同じように先ほど申し上げましたような補助金に対する道義的観念と申しますか、その執行の適正化に努めるように、同じような訓示規定があるわけでございます。

第四條は「他の法令との關係」といふものに關する規定でございしますが、補助金に關する法律の中には特別に、たとえば生活保護法のごときは、生活保護法自らの補助制度といふものに、いろいろ違反した場合に五万円以下の罰金とか、三年以下の懲役とか、いわ

ば特別な補助制度については特別な罰則のあるものはございます。これはいわばこの補助金の適正化に関する法律案が補助制度に対する一般的な取締り法規、あるいは実体法規であるのに対して、さらにそういう特別法的な

ものについて、まずそうした特別法が優先的に適用があるのだということを書いてあるわけでございます。

その次の第二章は、これはいわゆる従来まで各行政官庁の補助制度の実体

としていろいろまあ各省まちまちにやつて参りました補助金の交付の行政に關しまする制度をここで統一しよう、そしてはつきりした形でもって法定しようというふうな趣旨から、従来たとえば補助指令というふうなことでここに書いてございます補助金の交付

の決定という行政処置と、さらにその次の補助金の交付の付款と申します

か、交付の条件というふうなものを一緒くたにして、いわゆるまあわれわれは俗語として、補助指令というのを言つて参つたのであります。それをこゝではつきりとしてその行為について、それそれ統一行政制度として規定しようということでござい

第五節は交付の申請をする、まあ従来も補助金の申請者というものは同じようなことをやつておつたわけでございますが、ただこゝではこの申請者としては補助事業等の目的、内容、経費、その他必要な事項、その他各省各庁の定める書類というふうな、申請書の様式というものをこまかく規定しておるわけでございます。

その次は申請されましたときに、これに對して各省各庁の長が交付の決定をいたすわけでありまして、その交付の決定については書類等の審査のみならず、必要に応じて現地調査をやつてきめなければならぬというふうなことが書いてございまして、そしてその目的、内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかということをよく審査して、補助金等を交付すべきものと認めたときには、すみやかに補助金の交付の決定をしなければならぬ。交付の決定という行政行為によつて、はつきりと行政官庁の意思を出さなければならぬ、こういうふうにして書いてあるわけでございます。ただその場合に各省各庁の長の立場から申請内容を変更して、補助金等の交付の決定をする必要がある場合には修正を加えて交付の決定をすることもできるといふのが第二項の規定でございます。

第七節は従来の補助条件と申しますか、補助金を交付しますときに、補助金は交付するが、そのかわりこういう条件に従わねばならぬというのを補助指令に従来規定しておつた場合もあつたわけでありまして、それを次の第七節におきまして、はつきりというふうな補助金等の交付の条件については規定しなければならぬというところが書いてあるわけでございます。たとえば補助事業に要する経費の配分の変更、たとえば工事費と事務費というふうな配分、当初申請書にももつとも削つて、酒を飲むという場合にはそれは各省各庁の長の承認を得なければならぬという条件が規定してあるわけでございます。それから次の締結する契約に關する事項、これは前金払いとか、部分払いとかいうふうなものにつ

きまして、あらかじめこの補助金の交付の際の条件として付さなければならぬ。まあ以下こまかいことになりま

すので、省略いたします。こうした条件をつけまして、交付の決定をいたしますと、その決定の通知ということをやつて、はつきり申請者に対する意思表示をするといふのが八条であります。

第九節は行政官庁から交付の決定を受けたけれども、その決定を受けた条件、その他から見ると、自分の考えと違つて、もう補助金は要らぬといふこと、申請書の取り下げをしたいといふ場合には、申請の取り下げができるということが書いてあるわけでございます。従来の觀念から申しますと、補助金はもらひ得てありますから、こういうふうな良心的に申請の

取り下げといふことの規定は一体必要であるかどうかという疑問も起るかと思ふのでありますが、もしこの法案に關しまして、先ほど申し上げましたように、補助金というものに對する一般の御認識というものが改まれば、こういうことも論理的に当然あり得るというところから規定してあるわけであり

ます。その次は十條の決定の取り消しという規定でございます。決定の取り消しにつきましても、第十條とそれからあつてきてます第十七條との二條が決定の取り消しという行政行為を規定してあります。この二つの取り消しはそれそれ違つておりまして、第十條の方の決定の取り消しは、これは何ら申請者その他に悪いところがなくて、決定を取り消すと申しますか、たとえばある堤防の補助金の交付の決定をした。その後その上流に大きなダムを作るといふ計画ができて、そのダムを作れば、下の堤防をもう補強する必要がないといふようなことになりまして、国の資金的な効率としては、下の堤防補強の補助金をやめまして、それ以上金がかかりましたも上流にダムを作る

ことの方が必要なんです。下流の村、あるいは町にしまして、上流にダムができて、洪水のおそれなければ、もちろん堤防の補強をする必要がない、そういうふうな事情の変更がございましたときに、国といたしましては一度決定しました補助金等の交付の決定処分を全部または一部取り消しまして、そうしてその場合に、もし補助事業等のうち、すでに経過した期間にかかわる分があれば、これはもちろん取り返すわけには参りません。あるいは

はまた下流の方の堤防補強の工事を中止することによつて、たとえば請負業者に違約金を払わなければならぬというふうな場合には、そういう特別に必要になつた事務または事業に對しては、政令の定めるところによつて、新しい補助金を交付するといふような善後措置を講ずることによりまして、国全体といたしましては、地方の利害も生かし、かつもつと資金効率の高い補助制度に切りかえるといふふうなことがございまして、これが第十條の方の規定であります。

これに對しまして第十七條の方の取り消しの方は、これは補助金を交付いたしましたけれどもその交付の条件に違反したり、要するに従来の不正使用と申しますか、補助金の目的に反して使用するような場合に、そうした補助金交付のときの諸条件に反するといふことは、國といたしましては補助の理由がなくなるわけでありまして、そうした場合に補助金の交付の決定処分を取り消すといふふうなことになるわけでございます。これが第二章の補助金等の交付の申請及び決定に關する規定でございます。

第十三條は、これはちよつと變つた規定であります。各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等、あるいは實地に見聞いたしました場合にも同じこととありますが、實際に補助事業者などは善意か悪意かわかりませんが、補助金を使つて事業をして、

が、どうもそれが交付の決定の内容、またはこれに付した条件に従つておらぬといふふうな認めます場合には、交付の条件なり、交付の目的に沿つてに使用しないといふことを命ずることができるといふことになっております。その上きかないときには、さらにやつておる仕事を一時遂行を停止しろといふふうなことを命ずることができるといふことになっております。で、この二項の命令に違反いたしますと、第三十一條によりまして、刑事罰がかかることになりまして、六ヶ月以下の懲役三万円以下の罰金といふふうになってお

りまして、いわば補助金事業というも

のを、その中途において誤りありと認めたとに、これを矯正することができるとの規定でございます。

それから第十四条は、補助事業が済みました場合に、その実績について詳細な報告を出さねばならぬということとあります。この実績報告によりまして、第十五条で補助金の額の確定がされて、交付すべき補助金が幾らであるかというものの最後の決定がなされるわけでありまして、この第十四条の実績報告というものは、従来も当然なされておるはずのものでありまして、ここではつきり規定をいたしまして、この規定に違反して実績の報告をしない、第三十一条で同じく六カ月以下三万円以下の罰則にかかることになっております。で、これはいわばパブリック・ファンドの補助を受けてやつた仕事というものが、一体どうであるかというものの最後の締めくくりをするわけでありまして、非常に重要な報告でございますので、この第十四条の実績報告をしない場合には、先ほど申し上げました三十一條の罰則がかかるという事になっております。

第十六条は、「各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができ、」いわば先ほどの十三條は途中において補助金事業の目的に合致しないときにこれを矯正する措置でありましたが、十六條におきまして

は、すでに補助事業が一応済んだ後でも、もし補助行政の目的に反しておると認めるときには、これを適正な措置をとるべきことを命ずることができるといふふうになっておるわけでありまして。

第四章におきましては、第三章において規定してありますように、補助金の遂行をいたしまして、それが実際に補助金の本来の目的に使われていないという場合に、いわば国としては財政的に、財産的にそれだけの損害を受けたということでありまして、その是正と申しますか、決定を取り消した場合には、その取り消した補助金については、これを一定の手續によつて返還せしめるといふことが書いてあるわけでございます。

まず第十七条、先ほどの第十條に對しまして、いわゆる補助目的以外にその補助金が使われておる。正しくないことに補助金が使われておるといふ場合の取り消しの規定でございます。で、この取り消しの規定によつて取り消された補助金については、十八條によつて補助金の交付の決定を取り消した場合において返還をしなければならぬということが書いてございまして、その返還の命令については、一定の期限を定めて返還を命じなければならぬといふことがこの十八條の規定でございまして、十九條におきましては、返還をさせる場合に、一定の条件に従つて延滞金を取るという、あるいは加算金を取るという規定でございまして、またこの返還の命令に應じなくて補助金を返さないといふときには、当該地方公共団体に對しまして同

者として、補助金の受領者に対してしまして、同種の事務または事業についてさらに交付すべき補助金がある場合には、その交付すべき新たな補助金の交付を停止するということによりまして、いわばこれは一種の留置権みたいなものであります。返還を確定ならしめるといふようなわけでございまして、返還につきましては、すべてこの強制執行について国税徴収の例によつて簡単にされ得るようによつて第二十一條に徴収の規定がついております。これが第四章の規定でございます。

第五章におきましては、これは難則で、いろいろな規定がここに入つておるわけでございまして、二十二條は財産の処分制限、これは補助金という形においては、従来の今まで規定されました規定で十分抑えられたわけでありましたが、それが一たび物なり他の財産に変わった場合には、その処分をあまり勝手なやり方をするといふと、結局補助金の交付目的に反することになりますので、そういう点についての、補助金によつて獲得した財産の処分の制限を二十二條に規定してあるわけでございます。

それから二十三條におきましては、この補助金の執行の適正化を期するために関係の職員がいろいろの検査をしたり、あるいは報告を受けたり、あるいは質問をすることができるといふような規定がついておまして、これによつてこの二十三條に、調査と申しますか、そういう権限をはつきり確立して、その調査に、あるいは検査に對して拒否をした場合には、三十一條の罰則にかけるといふことによつて、補助制度の現在の執行が一体どうなつておるかということをはつきりと十分に関係職員が調べることでございまして、この基礎を確立しておるわけでございます。

それからその次の二十四條は、先ほど申し上げましたように、補助金の制度というものは、申請するものもあることながら、補助金を交付する側においても、一定の公正なる立場において交付しなければならぬということから、二十四條には補助金を交付する職員に関する訓示的な規定がついておるわけでございます。

二十五條は、この補助金に関するいろいろな不服の問題がありましたときに、不服の申し立てをすることができるといふことが書いてございまして、それから二十六條は、これはまあ大した規定ではないので、機関委任がでるという規定でございまして、二十七條は先ほど申し上げました適用除外、二十八條は施行命令についての規定でございまして、第六章の罰則、これが一番大きな問題になるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、十九國會において提出しました法案と今度の法案と相異なりますところは大体三カ所ございまして、

一カ所は、まず二十九條の偽りその他の不正の手段によつて補助金等の交付を受けた場合には、十九國會に出しました法案では十年以下となつておりましたのを、ここで五年以下としたわけでございます。それから第二項として従来は未遂罪を罰するよう規定がついておりましたが、この新しい法案では未遂罪の罰則規定を除いたわけ

あります。それから第二点は第三十條の「三年以下の懲役」と書いてございまして、これが十九國會に提出しました法案では五年以下となつておりました。

それから一番最後の第三十四條の規定という、これは現在はないわけでございます。これは申請書に不実な記載をした場合において行政罰を科するといふ規定でありました。この規定を削つただけであります。

なぜそういうふうな改正をしたかという問題であります。先ほど申し上げましたように、われわれの考え方としては、この補助金の執行適正化の法案の非常な大きなところから、一番大事な問題は、先ほど申し上げましたように、いわゆるパブリック・ファンドと申します。国の金、これはもととも国民の血税から出ておるわけでありまして、そうしたものに對する觀念をはつきりして、そうして補助金に對する、いわば道義的な社會觀念というものを正しく確立していただく、こういうふうな趣旨から出ておるわけでありまして、そういう意味から申しますと、必ずしもここにございまして、先ほどの手続によつた補助金の交付が必ず詐欺と同じような刑に処せなければならぬ、詐欺と同じような罪人を出さなければならぬといふような必要はないのでありまして、要するにそうした反社會的な、反公義的な行為であるといふ、いわば道義觀念を確立していただくといふような点からして、あまり重い罰則をつけることによりまして、かえつて補助制度の本来の効果というものを、地方公共団体の理事者等に与え

る費節心からそれを負わすということも得策ではない。要するに問題はあるべきところに、正しい補助金に対する見方というものを確立するといふ、しかもそれによつて補助金制度といふものがきつめて円滑に行われていくといふことが必要なのでありまして、そうした必要以上の畏怖を与える、あるいはそれによつて萎縮させるといふような反作用によりまして、かえつて補助金制度といふものが円滑にいかないといふことも考慮いたしまして、今申し上げましたような刑事罰の軽減をしたわけでありませう。

それから行政罰の方の不実の記載といふようなこの規定を削りました理由のものは、これはたとへば五十メートルの堤防を作りたいといふ申請を出した。実際に、土木技術から言つて三十メートルで済んだといふときに、一体その二十メートルといふものがほんとうに悪意から出たものであるか、それとも技術的な判断が不十分であつたといふことによつてそうなつたのかいふ問題があると思ふのですが、その際、単なる不実の記載といふだけであつて、すべてを行政罰の対象にするといふことは、いわば先ほど申し上げましたような申請する側の自由な自分の考え方を被壓させるという面から見ると、いかにも危険な規定であるといふ説も一方にございましたので、そういう点から、この行政罰の三十四条を削つたわけでございます。簡単にございませうが、以上この適正化法案のこまかい説明を申し上げたわけでございますが、何分非常に複雑な法律でございますので、表現もややかたいところもございませうので、詳細には、またい

ずれ質問を受けまして御説明をすることにいたします。

○西川基五郎君 政務次官に伺います。この法案は参議院の決議案になり、また第十九国会において審議未了になつて再びここにお出しになつたのでありますけれども、会期はもうあと十日であります。しかし村上法務部長の語によりますと、修正点は三方所である、こういう法案をなぜ今国会にお出しになつたか、その理由伺いた

い。それとも一つ伺いたいのは、果して政府がこの法案を成立することをほんとうに望んでおられるのか、あるいは外から何かの圧力があつてこの法案が延びたのか。さらにたゞいま聞きますと、各議員に対して相当反対の陳情がもう法案が出先からきておる。こういうような圧力が議員に相当地方からやつてきておるということ、政府、与党がこれをお出しになるのをよほど躊躇しておられたと思ふのですが、あるいはこれをもちつて、この法案を出して、ゼスチュアとしてお出しになるのであれば、われわれ審議する必要はない。われわれはこれだけのたくさんの法案が山積しておるのに、しかも今日このやうなむずかしい問題、なおさら今後は米に対する減税問題、ああいう問題も出ましようし、相当大きな問題もあるのに、この法案を今ごろお出しになつて、十九国会にお出しになつた法案と同じやうな法案をお出しになるその理由をお聞きしたい。

○政府委員(藤枝泉介君) この補助金等に関する法律につきましては、大へん提案のおくれなりましたことは私も申しわけなく存するわけでありませう。実は

私もといたしましては、十分御審議の期間を置いて御審議を願へますやうに早く出したというふうな考へておつたわけでございますが、政府部内に多少この問題につきましても、議論もございまして、それを調整するのの時間がかかりまして、このやうにおおきくなりましたことは大へん申しわけなく思つております。ただ、ただいまお尋ねがありましたように、政府としては出しただけで通す意思もないのじやないかといふやうなお尋ねでございますが、実はたの問題につきましても、政府として、どうしてこゝういふ法律をもつてやらなければ、先ほど未提案の説明を申し上げたにしろ、繰り返して申し上げたやうな補助金にかかわるいろいろな不正の問題等も、もちろんこれは政府側の十分気をつけなければならぬ面もありませうが、やはりこゝういふ法律を成立させていただかなければならぬといふやうに考へておりました。

大へん御審議の期間が短くなりましたことは申しわけないのでございませうが、ぜひとも御審議をいただいて、この法律案を成立させていただきたい、こゝういふやうに念願するものでございませう。

そうしてまたこの法律案を出しますにつきては、外部的ないろいろな問題があつたかといふお話をございませう。もちろんこれらが出されるというやうなことにつきましても、外部的な動きもあつたやうでございますが、政府は別にそつた外部の動きによつてこの法律案の提出を誤つておつたといふ事実はございませぬことを申し上げておきたいと思ひます。

○委員長(青木一男君) 内容に関する質疑は次回に譲りますが、資料の要求がありますれば、この際お述べを願ひます。

○小林政夫君 この法案に該当する三年度予算の補助金、負担金、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付であつて政令で定めるもの、これは全部項目別にありませうか。

○政府委員(村上孝太郎君) 実は補助金等と称するのは一冊の本になつておりました、この中でこの反対給付のないものだけを選び出せとおつしやるならば、その本にしろしめすもつておきまして、差し上げてみようかと思つておりますが、これくらゐの厚さの本でありませう。それから昭和二十九年年度分しかできておりません。昭和三十年年度分はまだ印刷になつておりませんので、何だつたらそつたやうな形でも一つ御審議を願ひたいと思つておりますが、何百種類となくございまして、非常に膨大なものであります。それを一つづつについて区分けをしていくといふのは、ちよつとなかなか手数を要するわけでございます。さらにそれを印刷するといふことになりまして、ちよつと時間がかかるといふので、そつたやうな便法でもとらうかと思ひます。

○小林政夫君 その本の内容はどういうふうになつておるのですか、補助金の性質、それから補助割合とか、法令自体よりもそつたやうな内容が書いてあるものでせうか。

○政府委員(村上孝太郎君) 補助金の予算科目と、金額と、それから法律上の根拠のあるものはその根拠、こゝういふやうな程度のものでつたと思ひます。金額が二十九年年度と二十八年年度と

二段くらいございしたか、そつたやうなものであります。

○木村福八郎君 こゝういふ資料を出してもらへませうか、たとえば失業対策費補助とか、それから児童保護とか、生活保護、いろいろありますね、その場合に地方負担分があつても、地方で負担しきれないために国からもらった補助金だけで、あるいはまた当然きめてある補助率による補助を地方が出さないでやるという事例が相当にあるのではないかと申すのでせう、そつたやうなものを資料を出してもらいたい、作れませうか。

○政府委員(村上孝太郎君) これは会計検査院の千何百件という批難事項はほとんどそれに類するものであります。会計検査院の二十八年年度の検査報告をお聞きになりますと、あつたに少くとも災害関係あるいは公共事業関係については、今おつしやいましたやうな事例がずつと並んでございませうが、あれを一つの表にいたすわけでありませう。

○木村福八郎君 そつたやうな形になしに、不正不支出といふのじやなくて、これはこの中に入ることかどうか、たとへば国が補助を与えるでせう、当然地方は負担しなければならぬのを負担しないで、国のだけでやつちやつて、これは公共事業でも相当あると思ふのですが、あれは会計検査院のあれでわかりませうか。

○政府委員(村上孝太郎君) さやうでございませう。

○木村福八郎君 それからこゝういふことを知りたいのです。私は失業対策二十二万といわれるでせう。今度は百六十何億地方が出す、だから地方が出

るべきところ、正しく補助金に対する見方というものを確立するといふ、しかもそれによつて補助金制度といふものがきつめて円滑に行われていくといふことが必要なのでありまして、そうした必要以上の畏怖を与える、あるいはそれによつて萎縮させるといふような反作用によりまして、かえつて補助金制度といふものが円滑にいかないといふことも考慮いたしまして、今申し上げましたような刑事罰の軽減をしたわけでありませう。

さなければ二十万収容できないです
ね。ところが地方がそれを出さないた
めに二十万を収容できない。また二
十九年度あたりはそういう事例があっ
たと思います。そのためにそういうや
うなことを、失業対策ばかりじゃな
く、公共事業その他に対する資料がな
んか、その傾向的なものでもいいで
しょう、そういうものを作つて出して
もらえませんか、できたら。

○政府委員(村上孝太郎君) それは私
の方で何かいい資料でございませうかど
うかわかりませんが、出します。

○小林政夫君 さっきの方はくれるの
ですね。きょうじゅうぐらいに下さ
ない。いや、これはぜひ上げようと思っ
ているのだ。

○政府委員(村上孝太郎君) それはも
うとにかく探して持つて参ります。

○山本義治君 各省各庁の外郭団体と
いうものが補助金とある程度の関係が
あると思うのですが、外郭団体の一覧
表というものがありませんか、これを
作つていただきたいと思います。

○政府委員(村上孝太郎君) 現在行政
管理庁の方で外郭団体の調査をしてお
ります表がございませう。私の方から行
政管理庁に申しまして取り寄せますか
ら。

○天田勝正君 こういう資料は出して
いただけないか。補助金を申請する
場合よりも、むしろどうも興える方の
側に不正というか、手落ちというか、
そういうものが初めからどうも想定さ
れるものがあると思うのです。たとえ
ば二重査定なんかは明らかにその部類
に属すると思います。現にその査定を
受けておる同じ場所を次に査定をする
というの、その場所だけを見てもど

うもおかしいというふうに感じなきや
ならんと思うのだけれども、今説明を
聞くとそういうのがさかんにあるので
す。会計検査院の批難事項もずいぶん
それはあるように私も聞いておるわ
けですが、そういうものが今不明のも
のでもありまして、わかつたものだけ
の資料は、そう長い期間でなくて作れま
せんか、一つ相談ですが……

○政府委員(村上孝太郎君) 補助金の
不正使用と申しますか、これについて
の実際の資料はわれわれとしては会計
検査院からいただくのが大部分です。

私も拝見しました中には、建設省と農
林省と両方からもらつてゐるという例
がたしか批難事項として述べておりま
すが、会計検査院ではその関係だけで
どれくらい例が集められますか、私
の方から至急会計検査院とも打ち合せ
まして、どの程度の資料がございま
すか、一つか二つの例だけならばあま
り資料としての価値がないのでありま
す。どれくらい例が集まりますか、
一つ努力してみますから。

○木村福八郎君 もう一つ、これはず
いぶんめんどやうなことだと思つて
すが、やはり補助金適正化の効果を上
げるために、予算を出すときに、これは
あなたの方の關係じゃないかもしれま
せんですが、目の小目を出してもらえ
るとだいたい違ふと思うのです。ところ
がたとえば漁港補助というでしょう。
どこかのところだかさっぱりわからない
のです。だから積算のときの小目を出し
てもらうと、われわれ検討をするのに
非常な違つてくると思うのです。これ
はおかしいとか……ところが今の予
算の出し方では、おかしいとかおかし

くないとか、さつぱりわからないので
す。それを機会があつたら何かさうい
う資料を資料として出せるかどうか、
それを検討してみてくれませんか。

○委員長(青木一男君) ただいま資料
の要求がありましたが、極力できるだ
けすみやかに提出を希望します。

それから先ほど連合審査の件御承認
を得ましたが、さらに決算委員長が先
ほどの席へ見えまして、特に決算委
員会の全体の空気がして、ぜひこの法
案の今期内促進をはかりたい、これは
大蔵委員も協力してくれという申し込
みがありました。委員長といたしまし
ては全然同意である。これは十七国会
における本院の予算委員会の全員一致
の決議に端を発しておるのであつて、
その後の会計検査院の報告によれば、
ますますその弊が大いこととはわか
つておるのでございませうから、結局
これは一つ成立を参議院としては要望
するわけでございますから、決算委員
会と協力してこれはぜひともすみやか
に成立を期したいと思つてます。さよう
に決算委員長には答えておきました。
なお決算委員長とともに、衆議院の議
事促進についても話し合ひをしたいと思います
から、この点もあらかじめ御
了承を得ておきたいと思つてます。

○委員長(青木一男君) 次に、資金運
用部特別会計法の一部を改正する法律
案を議題として質疑を行います。――
別に御発言もないようですが、質疑は
終了したものと認めて御異議ありませ
んか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないも
のと認めます。

それでこれより討論に入ります。
御意見のおありの方は、賛否を明らか
にしてお述べを願います。――別に御
発言もないようであります。討論は
終局したものと認めて御異議ありませ
んか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(青木一男君) 御異議ないも
のと認めます。

般の民主、自由両党による予算修正に
からみまして、国民金融公庫に対しま
して、政府原案をいたしましては、二
十億、政府出資をいたすことになりま
したのを、これを十五億削減しまして、
五億の出資にいたしました。その十五
億は資金運用部資金の方から出すとい
う形になりましたために、公庫の資本
金が政府原案では二百十五億となつて
おりましたのを、二百億に修正に相な
りました次第でございませう。

○委員長(青木一男君) 質疑を行いま
す。

○藤野繁雄君 恩給担保の貸付です
が、「国民金融公庫が行う恩給担保
金融に関する法律」によつて見ますと
と、その第二条第一項で第一号、第二
号、第三号というふうなふうに区別
されておるのであります。それで現在
国民金融公庫が貸付けておられるの
は、この今申し上げた第二条第一項の
第一号、第二号、第三号のいずれにも
貸しておられるのであるか、どうか、
またその貸付の件数、金額はどうい
うふうになつておるのであるか、おわ
かりであつたらば承りたいと思つて
あります。

○説明員(加治木健道君) 御質問の第
一点、いずれに貸しておるかというこ
とであります。全部に貸す建前にな
つております。また現在の実績でも
出してあります。ちよつとこの分類が
適當であるかどうか、的確な資料がな
いので、便宜国民金融公庫の方で分類
しております。分類に従つて御説明申
し上げますが、恩給法による国庫支弁
ですが、これが何だかまだ資料として
整つておりませんが、二十九年五月か
ら三十年五月までの実績を申し上げます。

○説明員(加治木健道君) 御質問の第
一点、いずれに貸しておるかというこ
とであります。全部に貸す建前にな
つております。また現在の実績でも
出してあります。ちよつとこの分類が
適當であるかどうか、的確な資料がな
いので、便宜国民金融公庫の方で分類
しております。分類に従つて御説明申
し上げますが、恩給法による国庫支弁
ですが、これが何だかまだ資料として
整つておりませんが、二十九年五月か
ら三十年五月までの実績を申し上げます。

○説明員(加治木健道君) 御質問の第
一点、いずれに貸しておるかというこ
とであります。全部に貸す建前にな
つております。また現在の実績でも
出してあります。ちよつとこの分類が
適當であるかどうか、的確な資料がな
いので、便宜国民金融公庫の方で分類
しております。分類に従つて御説明申
し上げますが、恩給法による国庫支弁
ですが、これが何だかまだ資料として
整つておりませんが、二十九年五月か
ら三十年五月までの実績を申し上げます。

○説明員(加治木健道君) 御質問の第
一点、いずれに貸しておるかというこ
とであります。全部に貸す建前にな
つております。また現在の実績でも
出してあります。ちよつとこの分類が
適當であるかどうか、的確な資料がな
いので、便宜国民金融公庫の方で分類
しております。分類に従つて御説明申
し上げますが、恩給法による国庫支弁
ですが、これが何だかまだ資料として
整つておりませんが、二十九年五月か
ら三十年五月までの実績を申し上げます。

○説明員(加治木健道君) 御質問の第
一点、いずれに貸しておるかというこ
とであります。全部に貸す建前にな
つております。また現在の実績でも
出してあります。ちよつとこの分類が
適當であるかどうか、的確な資料がな
いので、便宜国民金融公庫の方で分類
しております。分類に従つて御説明申
し上げますが、恩給法による国庫支弁
ですが、これが何だかまだ資料として
整つておりませんが、二十九年五月か
ら三十年五月までの実績を申し上げます。

○説明員(加治木健道君) 御質問の第
一点、いずれに貸しておるかというこ
とであります。全部に貸す建前にな
つております。また現在の実績でも
出してあります。ちよつとこの分類が
適當であるかどうか、的確な資料がな
いので、便宜国民金融公庫の方で分類
しております。分類に従つて御説明申
し上げますが、恩給法による国庫支弁
ですが、これが何だかまだ資料として
整つておりませんが、二十九年五月か
ら三十年五月までの実績を申し上げます。

○説明員(加治木健道君) 御質問の第
一点、いずれに貸しておるかというこ
とであります。全部に貸す建前にな
つております。また現在の実績でも
出してあります。ちよつとこの分類が
適當であるかどうか、的確な資料がな
いので、便宜国民金融公庫の方で分類
しております。分類に従つて御説明申
し上げますが、恩給法による国庫支弁
ですが、これが何だかまだ資料として
整つておりませんが、二十九年五月か
ら三十年五月までの実績を申し上げます。

○説明員(加治木健道君) 御質問の第
一点、いずれに貸しておるかというこ
とであります。全部に貸す建前にな
つております。また現在の実績でも
出してあります。ちよつとこの分類が
適當であるかどうか、的確な資料がな
いので、便宜国民金融公庫の方で分類
しております。分類に従つて御説明申
し上げますが、恩給法による国庫支弁
ですが、これが何だかまだ資料として
整つておりませんが、二十九年五月か
ら三十年五月までの実績を申し上げます。

だから十三カ月になるわけでありま
す。十三カ月の実績でございますが、
恩給法による国庫支弁の恩給の担保貸
し、恩給を担保にして貸したものが三
万五千八百二十七件、二十二億八千三
百万円、これは累計になります。それ
から恩給法及条例による地方費支弁、
これは町村の恩給組合の方はまた別に
掲げておりますので、市で条例で出し
ているもの、それから府県の条例で出
しているもの、それから恩給法に基
いて地方費で出しているもの、かつて
国の官吏であつた者が該当するので
が、これを対象にした恩給、これが一
万一千四百四十件、七万五千百万円。そ
れから遺族年金が六百八十四件、三千
万。それから共済組合、これは官
職員の共済組合、それからかつて陸海
軍にありました共済組合もあるわけで
ありますが、その年金を担保にしまし
て金融しましたものが一千二百二十九
件、八千万。それから町村の職員の
恩給組合で出しております年金、これ
を担保にしまして貸しましたものが百
三十四件、九百万。

こういうふうになっております。合
計で四万九千二百八十四件、三十一億
五千三百万円でございます。
○藤野繁雄君 今の御説明によつてみ
ますと、市町村及び共済組合の
ようないろいろな方面にも出しておら
れるような面に出しておられる
とすれば、こういう面に出しておられる
金額が非常に少いという面があるの
であります。従つて地方においては恩給
を主たる目的としている貸金業者、恩
給担保の貸付をするようなものが多く
て、非常に困つてゐるような現在の状
況であるのであります。たとえてみま

すならば日本恩給株式会社というよ
うなもの、その他いろいろの会社
が、いろいろあると思つてゐるものであ
ります。こういうふうな会社の現在の内容
はどういうふうなものであるか、お尋
ねします。

○説明員(加治木俊道君) 一種の貸金
業者といふことでありますが、検査権
を發動して調べれば、直接の関係を調
べられないこともないと思つてゐますが、
たまたま現在私の手元にそういうこ
とを調査した資料がございせん。そ
ういふ会社があることは私も承知いた
してあります。

それからちよつと先ほどの、誤解を
招くといへませんので説明を補足いた
してございせんが、なるほど町村職員恩
給組合年金の担保金融、共済組合年金
の担保金融は非常に絶対額が少いよう
であります。この同じ期間、若干ず
れてありますが、二十九年五月から三
十年四月までのちよつと一年間の申込
実績が出ております。こういふものの
と貸付の実績を比べますと、比率を
申し上げますと、国庫支弁の恩給担保
金融は、これをかりに貸付比率とい
ふに考えますと、貸付比率が申し込
みに對して五六%、それから恩給法及
び条例による地方費支弁のものが五九
%、それから遺族年金が三八%、
共済組合年金が三六%、町村職員恩給
組合年金の分が四五%、全部を平均し
ますと大体五五%になっております。

パーセントの上から若干は落ちており
ますけれども、不当にこれを差別的に
待遇してゐるということはもちろん意
識もいたしてございせん、実績の上
でもその大きな開きは比率の上から見
ますとないといふふうに言えるのじゃ

ないかと思つております。
○木村福八郎君 当初二十億四角の出資の
はずであつたのを、十五億金融債に振
りかへることによつて、国民金融公庫
の負担分はどのくらいふえるか、三十
年度の当初予算では二十億支出とい
うことになつたわけですね、そこでそれ
を金融債にすれば金利がつきますから
負担がかさむわけですね。三十年度は
それでいいとしても、今度それが三十
一年度、後年度にやつぱり影響を持つ
てくるのじゃないかと思つてゐますが、そ
の關係はどうなるのか。

○説明員(加治木俊道君) 実は私の方
もさういつた点は心配しまして、一べ
んは見てみたのですが、今日は持つ
てきませんでしたが、今後同様のよう
に出資は期待できないといふように、
できるだけ要求しますけれども、どう
なるかわかりませんので、一応出資
がほとんどない、大体この借入金でま
かなわなくてはならぬといふことを
前提にしまして、たしか私の方ではじ
いてみましたのは、二年先まで大体百
億ぐらゐづつ資金が供給される、全部
資金運用部からの借入でまかなう、そ
ういふ計算をしてみたのであります
が、大体大丈夫であります。別に現在
の金利、今度九分六厘に下げましたけ
れども、九分六厘に下げて計算しまし
ても、なおかつ赤字が出るようなこと
はございせん。国庫納付金が若干減
るかという程度であります。ちよつと
今数字を持つてきませんでしたが、は
じめてみたところはさういふことで
あつたのであります。

○木村福八郎君 その数字を聞いてい
るので、あなたの方は大丈夫だとい
ふ計算……、それをあとで資料として出
して下さい。
○説明員(加治木俊道君) 承知しまし
た。
○木村福八郎君 ただ問題になるの
は、これまで出資金であるために、貸
し倒れなんかになつた場合の用意に、
金利負担がないといふことがプラスに
なつて、さういふものの準備になつ
たわけですね。それが今度一応金融債に
振りかへることによつて、金利をつけ
るのであるが、利下げをしても大丈夫だ
といふのですが、今度は貸し倒れその
他に對する、さういふ準備といふもの
に對する不足といふことになるわけ
です。さういふ点今後の出資に期待で
きないといふ前提でやつていく、大
体金融債によつて準備をまかなうとい
ふことになれば、相當やつてくると思
うのです。それは今数字がなければ意
味がないのですが、しかしさういふ影
響は全然ないといふのですが、今まで
出資金を金融債に振りかへて何ら影響
はないのですか、さうは言えないと思
うのです。ですから金利を下げるにし
ても下げる分が少くなる、もつと条件
を緩和するはずであつたのが緩和でき
なくなる。

○政府委員(藤枝泉介君) 出資が借入
金に変わるために国民金融公庫に相當影
響のあることは、これはお話しを通り
だと思つてゐます。数字はあとで申し上げ
ますけれども、とにかく影響はござい
ます。ただ加治木課長からも申しまし
たように、さういふ前提においてもな
お最近その金利を引き下げて、九分六
厘といたしました、国民金融公庫とし
てはやつていけるという見通しは立て
ております。しかし国民金融公庫の特
殊な性質からいたしまして、私どもと
いたしまして、今後全然政府出資を
断念するといふようなことは考えず
に、できるだけ政府出資にもある程度
のものを求めていくという方針をもつ
て進みたいと考えております。
○木村福八郎君 あとで、では数字を
出していただくことにして、三十年度
は一応それでおつつかもしれませ
けれども、三十年度以後においては相
當問題になるといふことは、さつきも
あなたの方で御答弁になつたように、
これは大蔵省でもさういふ問題になら
なければならぬはずですよ、三十年度
は一応ついても、三十一年、後年度に
おいて。ですから、それは数字がなけ
ればしょうがないので、それを資料を
いただいてから質問したいと思つて
います。
○委員長(青木一男君) 他に御発言が
なければ、質疑は終了したものと認め
て御異議ございせんか。
○木村福八郎君 今資料がなければ質
疑をするわけにいかんのです。これは國
民金融公庫だけじゃないのですよ。ほ
かの公庫についてみんな問題になるの
ですよ。ですから数字を求めているの
です。
○委員長(青木一男君) では、しばらく
お待ちなす。先ほど留保した答弁をお
願ひいたします。
○説明員(加治木俊道君) 便宜三十年
度の方から申し上げますが、これは実
は私の方で予算に見積りましたときと
違ひまして、最近の実績をとりまし
て、それで実際の収入見込み、支出見
込み、また別途立てておるのでありま
す。それから八月一日から……。
○木村福八郎君 予算と違ふのです
ね。

○説明員(加治木俊道君) 金利を引き下げましたので、その予算と違ひまして、予算、あれは普通の貸し出しが九分九厘六毛ではじいておられますが、われわれの方では九分六厘ではじいて、全部新しい実績と新しい金利表を前提にいたしましてはじいておられますので、予算の数字とちよつと違つておりますが、その点は一つ御了承を願ひたいと思ひます。収入は予算の数字と比較せずにこちらのほうにいたなまの数字だけを申し上げますと……。

○木村福八郎君 予算と比較して言つて……。

○説明員(加治木俊道君) 予算は三十三億五千九百万円になっておりますが、われわれの方ではじきましたのは、新しい最近の収入実績を勘案いたしましたので、若干成績がいいようでありまして、三十五億七千万円、それから支出は、こまかく申し上げますと、手数料が五億五千二百万円、これは予算の方です。これが五億五千六百万円、それから支払い利息は十三億三千二百万円、これは出資額を減らしましたときに補正いたしておりますので、予算をすでに補正しておりますので、われわれの計算と変りありません。それから事務費は八億五千二百万円、これは変つておりません。それから準備費の一億は、われわれは実行計画として半分くらいは使わずに済むように一応計算してあるのでございます。そうしますと、差額、利益が予算では五億六千四百万円……、準備費は一億計上してありますが、これは半分は実際上使わずに済むだろうという計算で、五千万円だけ実際に支出に見込んであるわけでありまして、そういったと、五

億六千四百万円の利益は予算ではなつておると思ふのでありますが、八億一千万円という収支差額が出るのであります。このうちから例の貸し倒れ準備金千分の十五を積みまして七億一千四百万円、予算は四億五千五百万円、一応積算の基礎はそういうふうに見たのでありますが、その場合は千分の十五一ぱいに見えていなかったものであります。そういたしますと、特に千分の十五、一ぱいに計算すると、七億一千四百万円となり、なおかつ国庫に納付いたしますものが約一億ばかり剰余が出るという計算になるのであります。それから先ほど申し上げましたように今後二億程度さらに資金がここの三三年の間に増額される、しかもそれはできるだけわれわれは出資に、期待いたしますが、かりに一億も出資がなかつた場合を想定して、全部運用部からの借入金でまかなうという計算をやつてみたのでありますが、総収入が五十三億七千万円になり、総支出が五十五億三千万円、これはこまかく申し上げますと、事務費が十二億九千六百万円、手数料が八億三百万円、そして支払利息が二十七億八千万円、準備費は少し規模が大きくなりましたので、五〇%くらいふやし、一億五千万円くらい見込む、そういったと、今申し上げましたように、総収入が五十三億七千三百万円でありまして、三億四千三百万円ばかりなおかつ剰余が出るのであります。ただ貸し倒れ準備金はおここれに見込んでおられませんから、貸し倒れ準備金をどうするかという問題がござりますが、実は三十年度末に先ほど言つた七億一千四百万円を積み

ますと、貸し倒れ準備金の差額が残高で十九億一千七百万円に達するのであります。三十年度末の貸し出し総残高は三百七十一億三千四百万円でありまして、十九億一千七百万円というものと三百七十一億三千四百万円とを比較して、パーセントを見ると、約四%くらいになるのであります。

御案内のように、金融機関の貸し倒れ準備金累計限度は年々の積み立てでなく、累計で積み立てる最高限度があるのであります。最初貸し出し総額に對する三%ということになっておるのであります。三%で十分かどうかというものは、議論の余地はありましようが、これは税法で定められておる限度でありますから、できるだけ厚く積むにこしたことはないでありましようが、国民金融公庫の現在までの貸し出しの内容及びその回収の実績等を見ましても、大体金融機関並みに積めば十分に十分ではないかと思ふのであります。そうしますと無限にやばり千分の十五の貸し倒れ準備金を積みなければならぬという要請は必ずしも出てこないものであります。従つてまあ剰余が出た程度を積んでいくというところで足りるのではないかと思ふのであります。われわれはさらに今の計算は事務費や手数料等を今後勉強したい、今まで通りやつていく、なんぼ資金量がふえても今まで通りのペースで事務費なり手数料なりを掛けていくという前提ではじいたのが今の計数であります。事務費は約五%程度節約できるのではないか、手数料も今よりも二割程度下げるとしても決して無理な形ではあるまい、今の手数料は大体金融機関の手取り実収額の半分近くが金融

機関に手数料として残るようになっておりますが、果してそれだけやらなければ向うの金融機関を満足せしめないかどうか、もう少し勉強できる余地があるのではないか、二割程度は勉強できるのではないかという計算を一応してみたのであります。事務費は五%くらい節約させる、手数料も二割くらい下げていく、準備費は一億五千万円見込んでおられますが……。

○委員長(青木一男君) 説明はもつと簡単に……。

○説明員(加治木俊道君) それを計算いたしますと、支出の総額が四十七億二千百万円、従つて六億五千二百万円の剰余が出るということになっております。以上であります。

○木村福八郎君 委員長に伺います。政府当局が詳しく説明するのに對して委員長が制約を加えることができるのですか。

○委員長(青木一男君) 質問を伺つておつたら数字についての質問でございましてから……。

○木村福八郎君 ですから、詳しく丁寧に答弁されているのに、委員長がわざわざそれに干渉されるというのはどういふことですか。(議事の促進のためです)とつぶやき者あり)非常に不満です。それに政府委員が本来なら準備してくるべきじゃありませんか。

○委員長(青木一男君) 私はあなたの御質問は数字を尋ねられておつたから、数字を答えられたらいいので……。

○木村福八郎君 委員長が一々干渉する必要はない。(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○委員長(青木一男君) 他に御発言がないようでありますから、質疑は終了

したものと認めて御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。
これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。
○木村福八郎君 私は本案に反対であります。

最初政府は国民金融公庫に對する出資を二十億予定しておりましたが、自由党と民主党的修正協定によつて、そうして全体として予算については財政投融資百五十五億をやめて、金融債百四十一億、国鉄公債四十五億発行することにいたしました。そうしていわゆる地味め予算というものをこの線からくずしてあるわけで、しかも中小金融あるいは農林漁業、そういうものは本来資金の蓄積が乏しい。従つてどうしてもこれはなるべく低利の、あるいは金利のつかないことが一番望ましいのですが、そういう政府出資をなるべく多くして、そして金利を引き下げ、あるいはもつと手数料を引き下げるといふことが望ましいわけですが、今の政府委員の説明によれば、金利も多少は下げる、手数料も下げるようでありまして、元來ならばもつとそういう農林漁業あるいは中小企業については金利を引き下げるべきであります。ところが今度は政府出資を金融債あるいは預金部の借入れに転換していくといふことは、これまでの中小金融あるいは農林漁業といふものの政策の大きな変化がきているわけですが、こ

一種の金融インフレへの移行であると思ふ。そうして一般会計の方の財源が行き詰まつてきて、金融インフレの方に移行していく、そういう政策の一環であつて、この結果としては、私は中小金融あるいは農林漁業金融、その他蓄積の乏しい、そうして非常に長期低利の金をその方面に向けなければ、そういう事業の安定あるいは育成はできないにもかかわらず、さかのほればこの防衛費の増強からだんだんそういうふうに一般会計の方が逼迫してきまして、それを国鉄の公債発行あるいは金融債の発行というようなインフレ的な方向に持つていく一環の政策であります。そういう点から私はこの法案に賛成することができない。

これが私の反対理由であります。
○委員長(青木一男君) 他に発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。
これより採決に入ります。国民金融公庫法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(青木一男君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお、諸般の手續は、慣例により委員長に御一任を願いたいと思ひます。それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名
西川甚五郎 山本 米治
土田国太郎 平林 剛

岡 三郎 天田 勝正
藤野 繁雄 中川 幸平
最上 英子 白井 勇
青柳 秀夫 片柳 真吉
小林 政夫
○委員長(青木一男君) 次回は明後二十一日午前十時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十一分散会

七月十四日日本委員会に左の案件を付託された。
一、関税定率法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月十九日)

七月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案

目次
第一章 総則(第一条―第四条)
第二章 補助金等の交付の申請及び決定(第五条―第十条)
第三章 補助事業等の遂行等(第十一―第十六条)
第四章 補助金等の返還等(第十七―第二十一条)
第五章 雑則(第二十二条―第二十八条)
第六章 罰則(第二十九条―第三十三条)

附則
第七章 附則(第三十三条―第三十三条)

第一章 総則

(この法律の目的)
第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。
一 補助金
二 負担金(国際条約に基く分担金を除く)
三 利子補助金
四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令の定めるところのもの

2 この法律において「補助事業等」とは補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 国以外の者が相当の反対給付を受けずに交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
二 利子補助金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的

に従い、利子を軽減して融通する資金
5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

7 この法律において「各省各庁」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。
(関係者の資格)
第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に當つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

(他の法令との関係)
第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくは

これを実施するための命令に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。
第二章 補助金等の交付の申請及び決定
(補助金等の交付の申請)
第五条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に對しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)
第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行つて現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ)をしなければならない。

2 各省各庁の長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができ。

(補助金等の交付の条件)
第七条 各省各庁の長は、補助金等

の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとす。

一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。

2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができ。

3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。

4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対して干渉をするようなものであつてはならない。

（決定の通知）

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができ。

2 前項の規定による申請の取下げあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

（事情変更による決定の取消等）

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一

部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができ。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。

3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとす。

4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

（補助事業等及び間接補助事業等の遂行）

第十一条 補助事業者等は、法令の定及び補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基き各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。いやくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつていない融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことにならない。以下同じ。）をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない。いやくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつていない融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになるとをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当の利子の軽減を受けたこととをいう。以下同じ。）をしてはならない。

（状況報告）

第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長の報告しなければならない。

（補助事業等の遂行等の命令）

第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に對し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができ。

2 各省各庁の長は補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に對し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができ。

（実績報告）

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定め定める書類を添えて各省各庁の長の報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（補助金等の額の確定等）

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行つた現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

（是正のための措置）

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対し命ずることができ。

2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従つて行つた補助事業

等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

るときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に關し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に應じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）百円につき一日三銭の割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に應じ、その未納付額百円につき一日三銭の割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に對して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相當の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税徴収の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等又は加算金若しくは、延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとする。

第五章 雑則

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立

ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不當干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に關する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接事業者等に対し干渉してはならない。

(不服の申立)

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港務法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は、政府で定めるところにより、各省各庁の長に對して不服の申立をすることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申立があつたときは、申立をした者に意見を述べ、機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を申立をした者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、

内閣に對して意見を申し出ることができる。

(事務の委任)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関又は都道府県の機関に委任することができる。

(適用除外)

第二十七条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関するときは、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者
二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者

三 第二十三条の規定による報告

をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人（法人でない団体

で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に對し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団

体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、地方公

共団体には、適用しない。

2 地方公共団体においては第二十

九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした当該地方公共団体の長その他の職員に對し、各本条の刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算

して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十九年分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。

2 この法律の施行前に補助金等が

交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

3 日本専売公社法（昭和二十三年

法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第二十九条―第四十条―第四十三号）」を「（第二十九条―第四十三号の二十四）」に改め、第四十三号の二十三の次に次の一条を加える。

（補助金等）

第四十三号の二十四 補助金等に

係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第

号）の規程（罰則を含む。）は、日本専売公社の補助金等及

び間接補助金等に関し準用する。この場合において、同法（第二号第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「日本専売公社」と、「各省各庁の長」とあるのは「日本専売公社の總裁」と、第二号、第七号及び第十九号中「国」とあるのは「日本専売公社」と読み替へるものとする。

4 日本国有鉄道法（昭和二十三年

法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五十条の次に次の一条を加える。

（補助金等）

第五十条の二 補助金等に係る予

算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第

号）の規定（罰則を含む。）は、日本

国有鉄道の補助金等及び間接補

助金等に関し準用する。この場

合において、同法（第二号第七

項を除く。）中「各省各庁」とあ

るのは「日本国有鉄道」と、「

各省各庁の長」とあるのは「日

本国有鉄道の總裁」と、第二

号、第七号及び第十九号中「国」

とあるのは「日本国有鉄道」と

読み替へるものとする。

助金等に関し準用する。この場合において、同法（第二号第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「日本国有鉄道」と、「各省各庁の長」とあるのは「日本国有鉄道の總裁」と、第二号、第七号及び第十九号中「国」とあるのは「日本国有鉄道」と読み替へるものとする。

5 日本電信電話公社法（昭和二十

七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第七十三号の次に次の一条を加える。

（補助金等）

第七十三号の二 補助金に係る予

算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第

号）の規程（罰則を含む。）は、日本

電信電話公社の補助金等に関し

準用する。この場合において、

同法（第二号第七項を除く。）中

「各省各庁」とあるのは「日本

電信電話公社」と、「各省各庁

の長」とあるのは「日本電信電

話公社の總裁」と、第二号、第

七号及び第十九号中「国」とあ

るのは「日本電信電話公社」と

読み替へるものとする。

七月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月二日）

一、関税定率法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は七月四日）

大蔵委員会第二十八号正誤

頁 段 行 誤 正
二 三 終六 四十億円 十六億円

昭和三十年七月二十三日印刷

昭和三十年七月二十五日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局